

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年2月5日

【会社名】 ヤマハ株式会社

【英訳名】 YAMAHA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 山浦 敦

【本店の所在の場所】 浜松市中央区中沢町10番1号

【電話番号】 053(460)2156

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 鳥江 恒光

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい5丁目1番2号  
横浜シンフォステージ ウエストタワー  
ヤマハ株式会社 首都圏事業所

【電話番号】 050(3148)1414

【事務連絡者氏名】 首都圏事業所担当主幹 中富 敬夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は2025年2月5日付で、特定子会社の異動を決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : PT.Yamaha Musical Products Asia  
住所 : インドネシア共和国 西ジャワ州 ブカシ県  
代表者の氏名 : 永田 達也  
資本金 : 568,540百万インドネシアルピア  
事業の内容 : ピアノおよび電子楽器の部品の製造等

### (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 43,400個 (内間接所有分14,452個)

異動後 : - 個

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 100.0% (内間接所有分33.3%)

異動後 : - %

### (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 特定子会社であるPT.Yamaha Musical Products Asiaが清算されることにより、同社が特定子会社でなくなるためです。

異動の年月日 : 今後、現地の法令に従い清算の手続きを開始しますが、異動の具体的な時期につきましては、現時点において未定です。